

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年8月21日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

2 法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-------------|-----------------|
| 望月 清義 | 望月せいぎ後援会事務所 | 平成27年4月29日 |
| 渡辺 康弘 | 渡辺康弘後援会 | 平成27年6月30日 |
| 大西 英樹 | 新しい市原をつくる会 | 平成27年7月2日 |